廃棄物対策審議会議事録

会議名	平成 30 年度第 5 回廃棄物対策審議会
日時	平成 31 年 3 月 14 日 (木) 13 時 30 分~15 時 05 分
場所	リサイクルプラザ・プラザ館2階 研修室3
出席委員	稲葉委員、高橋委員、荒木委員、佐藤委員、羽田野委員、松井委員、
	恵良委員、須賀委員、鈴木委員、秋谷委員、橋本委員
欠席委員	中村委員、山下委員
会長	稲葉委員
事務局	田中環境部長、糸井クリーンセンター所長、金子副所長、村山副所長、佐々木副所長、石田収集・リサイクル係長、横尾管理計画係長、宮崎管理計画係副主査、片浦管理計画係副主査、横井管理計画係主任主事、水 落管理計画係事務員
傍聴人	2 人
議題	1 一般廃棄物処理手数料の見直しについて 2 その他
配付資料	 ・平成30年度「第5回流山市廃棄物対策審議会」次第 ・席次表 ・資料1 一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方(案) ・参考資料1 一般廃棄物(ごみ)処理事業に係る歳出一覧(H28実績) ・参考資料2 一般廃棄物(ごみ)処理事業に係る歳出の推移(流山市)
議事要旨	別紙のとおり

議事要旨

- 開会(13時30分)
- 会長あいさつ
- 議題
 - 1 一般廃棄物処理手数料の見直しについて
 - 2 その他
- 閉会(15時05分)

金子副所長

定刻となりましたので、ただいまから平成30年度「第5回流山市廃棄物対 策審議会」を開会いたします。

進行を務めさせていただきます、クリーンセンター副所長の金子と申しま す。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴される方がおられますので、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。まず、傍聴される方は「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針第10条」に基づき、発言等はできませんので、静粛に傍聴してください。また、撮影や録音等もできませんのでご注意ください。これに従わない場合には退席をお願いする場合がありますので、よろしくお願いします。

それでは会議に先立ちまして稲葉会長からごあいさつをお願いいたします。

稲葉会長

~あいさつ~

金子副所長

ありがとうございます。

次に本日の資料の確認をさせていただきます。

~配付資料確認~

参考資料は前回の審議会でご質問をいただいた点について、データをまとめたものです。本日は資料1についてご議論いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより本日の議事に入ります。

ここからの進行は稲葉会長にお願いします。

稲葉会長

本日の出席委員11名です。

従いまして、「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」第4条第2項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。議題 1「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」、 事務局より説明をお願いします。

糸井所長

私からは、前回の会議で出ました御質問や御要望などについて御説明します。

まず 1 点目は、平成 16 年の手数料改定の際の金額の根拠についてです。これについては、積算根拠は分かりませんでしたが、処理手数料を決定した当時の考え方について、記録がありました。

内容は、

- ・当時、16年間手数料の見直しを行っていなかったので、焼却施設建設に合わせて見直す必要がある
- ・ 手数料が他市より低額であるため、他市のごみが流入している可能性がある
- ・近隣市とのバランスを考慮する

	
	という考え方で手数料を見直しています。
	2 点目に、前回審議会でお示しした基本方針がおかしいとの御意見がありま
	したので、基本方針の表現を見直しました。この後、担当から御説明します。
	最後に3点目は、ごみ処理原価に間接費も入れるべきではないかとの御意見、
	並びに、本市のごみ処理経費の過去 10 年分の資料がほしいとのお話がありま
	 したので、参考資料として、配付させていただきました。
	私からは以上です。
石田係長	~資料1 一般廃棄物(ごみ)処理手数料の考え方(案) について説明~
稲葉会長	ありがとうございました。資料1について、御意見、御質問等をいただきた
	いと思います。
高橋委員	確認なのですが、前審議会委員での議論があった際に、持ち込み手数料の無
	料区分というのはすでに廃止になったのではないでしょうか。
糸井所長	無料区分は条例の「重量に5キログラム未満の端数があるときは、当該端数
	を切り捨てた後の重量により手数料を算定する。」という備考欄の記述に基づ
	いて発生しており、これを変えるためには条例改正が必要となります。前委員
	のときに議論をしたのは事実なのですが、前回の審議会で経緯を説明させてい
	ただきましたとおり、諮問、答申という手続を踏んでいなかったこともあり、
	実際には条例改正に至っておりません。そこで今回、手数料の見直しと合わせ
	て、無料区分の廃止を提案させていただいております。
鈴木委員	本日は商工会議所の会議がありますので、中座させていただきますが、ご了
	承願います。
	私どものような事業者は、許可業者に収集してもらっているのですが、手数
	料が300円になった場合、私どもから許可業者へ委託する料金も上がるのでは
	ないかと思います。近年は人手不足もあり、人件費も上がっているようですの
	で。
	手数料が上がると、段ボールなどが集団回収の方に流れるのではないかとい
	う懸念もあります。
糸井所長	事業者は自らの責任において適正に処理することが責務であると廃棄物の
	処理及び清掃に関する法律に定められていますので、集団回収の方に流れると
	いうことは考えておりません。
羽田野委員	経費の内訳を出していただいたのですが、リサイクル館包括管理運営業務に
	2 億円から 3 億円ぐらいかかっています。リサイクル館というのは、この建物
	でしょうか。ごみ処理の経費にリサイクル館の費用を入れるのが妥当なのかな
	というのが1つ疑問です。
	また、平成28年度から29年度で約1億円上がっているのですが、この理由
	を教えていただけますでしょうか。
糸井所長	リサイクル館では、一般家庭から出される不燃ごみやペットボトル、それと、
	- 容器包装プラスチックも処理しています。そのほかに各家庭から出された粗大
	ごみも処理していますので、経費に含めました。
	平成 28 年度と 29 年度の金額の差については、24 年度から 28 年度までの 5
	年間、29 年度からの 5 年間を包括管理として業務委託しておりますが、平成
	29年度からの新たな業務開始に伴い、ごみの量、処理の仕方等を含めて約1億
	円のアップとなっております。また、包括委託ということで、機械の修理も含

	めて委託していますので、施設の老朽化に伴い、修理の費用も上がっています。
金子副所長	今、所長が申し上げましたように、平成 24 年のときには、施設がまだそれ
	ほど古くなかったのですが、平成 29 年に新たに委託するときには、施設を修
	繕しなければいけない分についても、業務の範疇としましたので、その分経費
	が上がっております。
松井委員	5年間の包括委託という話がありましたけれども、資料1別紙の灰出・灰固
	化設備運転管理及び保全業務委託料の平成 27 年度と 28 年度は金額が異なって
	います。これはなぜなのでしょうか。
糸井所長	灰出・灰固化設備運転管理及び保全業務委託料は、包括委託ではなく、年度
	ごとに契約しておりました。ちなみに、※1 にあるように、平成 29 年度からは、
	ごみ焼却施設運転管理業務委託料に統合しております。
松井委員	資料 1 の裏側の表のごみ処理量について、平成 27 年から 28 年に 900 トンほ
	ど少なくなっていますが、これは何か要因があるのでしょうか。
糸井所長	私どもも分析してはいるのですが、明確な要因は不明です。
稲葉会長	資料1別紙の事業名のごみ処理施設管理事業の「ごみ処理施設」というのは、
	焼却施設のみを指すと考えてよろしいでしょうか。
金子副所長	ごみ処理施設管理事業、ごみ最終処理処分事業、ごみ焼却施設整備事業、ク
	リーンセンター放射能対策事業がごみ焼却施設に関わるものです。
羽田野委員	単純な疑問なのですが、参考資料1の柏市で組合分担金というのがあって、
	比率が 13%ぐらいあるのですが、組合分担金というのはどのようなものなので
	しょうか。
金子副所長	柏市は沼南町と合併したのですが、沼南町は鎌ヶ谷市と白井市の3者で組合
	を組織して処理施設を運営していたため、現在でも沼南地域のごみは組合で処
# 1 7 11	理されており、その関係の分担金です。
荒木委員	値上げが影響する人としては、どのような人が考えられるでしょうか。
	また、5 年ごとに見直すとあるので、今回一気に 300 円まで上げるのがいい
v #=====	のかどうか。
糸井所長 	まず、影響のことですが、現在、ごみ処理手数料として、2億円ほどの収入
	があります。金額ベースで計算するとそのうちの約20%が一般市民です。残り
	の 80%が事業系からの収入になっていますので、一番大きく影響するのは事業 所と考えています。
	別と考えていまり。 次に5年ごとの見直しにつきましては、見直した結果、料金は変更しないと
 荒木委員	将来的にはごみ処理原価と同額まで上げるのでしょうか。
田中部長	目標値を設定しているわけではなく、今どのくらいのコストがかかっている
以中中区	のかということで、現状では320円ということです。将来的にそれよりも上が
	るかもしれませんし、下がるかもしれません。そのときにそういう状況を踏ま
	えて判断をしていくということです。
 稲葉会長	「段階的に」と書かれていると上げていくように感じるので、「段階的に」
	はいらないかもしれません。
田中部長	仰るとおりです。
高橋委員	やはり「段階的」となると、5年ごとに上がっていくという印象を受けます。
	そこで、例えばなのですが、「近隣自治体とのバランスを加味して、適宜見直

	しを行うこととし」などの表現の方が、いいかなという気がしました。
	また、一気に倍近くの金額になるという点については、事業者の反発などは
	ないでしょうか。段階的という言葉がいいのか悪いのかは別として、いきなり
	ではなくて、例えば、200円なり、250円なり、というふうにして、300円まで
	もっていくという方法もあると思います。
田中部長	確かに業者にとっては倍近くになるということで、少し反発があるのかなと
	いうふうには考えます。場合によっては、いきなり 300 円ではなくて、もう少
	し下げてもいいのではないかという意見があったということについては、我々
	も真摯に受け止めて、中で揉んでいきたいと思います。
	ただ、資料1でお示しした金額は直接経費だけを出しています。人件費につ
	いても現場の職員しか入れておりません。間接費としては、事務職員の経費も
	あるのですが、これは考慮しておりません。これを入れると 400 円ぐらいにな
	ります。そのようなことも考慮した上で300円にするのかどうかというところ
	もご意見をいただければと思います。
稲葉会長	市の現時点でのお考えはありますでしょうか。
糸井所長	私の個人的な考え方になってしまうのですが、ごみ処理手数料で賄えない分
	については税金で処理していることになります。事業者ももちろん納税はして
	おりますが、流山市の場合、主たる納税者は市民です。そうすると応分の負担
	ということで、事業者に対してもこのぐらいの負担はしていただいてもいいの
	ではないかと思っています。
恵良委員	近隣市とのバランスということでいいますと、環境省の手引きが出されたの
	が平成25年の4月で、近隣市でいうと、平成25年に改定しているのが野田市
	で、事業系ごみが 270 円です。300 円とそれほど離れていない数字だと思いま
	す。松戸市の改定は平成8年、柏市は平成13なので、今後、環境省の手引き
	に沿って、松戸も柏も300円くらいに達していくのではないかと私は推測する
	のですが、市としてはどのように思いますか。
田中部長	資料1の1ページの表は税抜金額で、一方、我々の300円というのは、税込
	金額です。10月以降の税率10%を含めた金額が300円という形になっていま
	す。税抜では273円ですので、野田市とほぼ同額となっています。他市も今後
	改定していくという話は聞いているのですが、具体的な時期は聞いておりませ
	ん。恐らく他市においても、まず、野田市の金額を踏まえて、検討していくと
	思います。そうすると我々と同じような金額になるのではないかと予測しま ,
# 1 7.0	
荒木委員	事業系ごみについて、一社当たりの平均の持ち込み量があって、これに対し
/, II ->< E	て、年間いくらくらいの費用負担になるのでしょうか。
糸井所長	処理費は許可業者と事業所の契約によって決まっておりまして、私どもは個
	別の契約額までは把握しておりません。収集頻度と量によって決めることが多
λλ 1 - 7 . ΓΙ	いと聞いております。
鈴木委員	税別表記と税込表記が混在していますが、税抜表示の方が負担が少なく感じ
/: II	るので、税抜表示にした方がいいのではないでしょうか。
糸井所長	地方自治体は課税団体ではないので消費税という概念はございません。消費
	税相当額ということで、現状では 150 円に対して、1.08 をかけた 162 円を条例
	上で定めています。

村山副所長	今の消費税法でいいますと、国と地方公共団体というのは原則的に消費税を
	 納税する団体ではない扱いになっています。なぜ使用料や手数料に消費税相当
	額を転嫁しているのかといいますと、例えば、民間の商品には消費税が転嫁さ
	 れているけれども、地方公共団体の手数料、使用料には転嫁しないということ
	になりますと、民間と地方公共団体の間に値段の格差が生じてしまいますの
	 で、消費税相当額を使用料や手数料にも転嫁するというような取り決めになっ
	ております。
田中部長	ちなみに、公営企業、例えば、水道料金とか、下水道事業については、消費
	税を納める義務があります。
稲葉会長	まだ御意見はあると思いますが、皆様の大体のご意見としては、環境省の手
	引きでも原価相当としているということで、最終的には原価相当にするのが妥
	当という認識の方が多いと思います。今の段階で原価に近い300円にするのか、
	段階的にもっていくのか、次の5年の見直しのときに原価相当にするのか、そ
	の辺が議論になっていたと思うのですが、市の感触はいかがでしょうか。
糸井所長	事務局としては、今回300円でお願いしたいと考えております。先ほど部長
	からも話がありましたように、私どもが300円にした場合、柏市や松戸市も恐
	らくですが、見直すと考えています。
田中部長	鈴木委員から、税抜の方がいいのではないかとの御意見がありました。消費
	税相当額については各市で表示の仕方が違います。税込だと高く見えるので
	273 円+消費税相当額にする方がいいということがあれば、そういったことも
	考えようかなと思います。ただ、表示の仕方は市の考え方が統一されているの
	が一般的です。全部調べたわけではないのですが、流山市の場合は税込み価格
	で表示されている条例が多いので、法令担当がどう判断するかということもあ 、、
松本人日	ります。
稲葉会長	ほかに参考資料も含めてご質問などはありますでしょうか。
羽田野委員	参考資料 2 処理費の中の収集運搬費について、変動が激しいと感じるのです。 ボースの悪思な教育でいただはませなし、それ
プロダミ	が、その要因を教えていただけますでしょうか。
石田係長	処理費の中の収集運搬費ですが、内容としては、収集運搬に関わるカレンダーやパンフレットがほとんどです。実際のパッカー車などによる収集は委託費
	の中の収集運搬費になります。パンフレットなどは、毎年作っているわけでは なく、3,4年に1回ぐらい改訂していますので、そういったことで差が出てき
	なく、5,4 年に1 固くらい取前していよりので、でういうたことで差が固てさ
 鈴木委員	^{よ 7 °} 同じ表中の調査研究費というのは、どのような費用なのでしょうか。
片浦副主査	調査の際、国から、ダイオキシンなどを測定する経費も入れてもよいという
711111111111111111111111111111111111111	ことでしたので、その経費や環境測定の経費が入っております。
鈴木委員	平成18年度と19年度は0なので、この年は測定しなかったという理解でよ
	ろしいでしょうか。
片浦副主査	恐らく実施しているとは思いますが、記入要領が細かく書かれていないた
	め、当時、この項目に入れなかったということだと思います。数字については、
	千葉県のウェブサイトに出ている数字ですので、そのまま載せさせていただき
	ました。
稲葉会長	私もこの全国実態調査をベースに全国市町村のごみ処理の状況やフローな
	どを追っているのですが、皆さんのご判断によってぶれがあるのは事実です。
-	

	市町村の方で揺ぎ無く書けるように調査票のデザインを変えなきゃいけない
	と思います。もちろん改善の方向にいっているのですが、まだ、そのような課
	題があるというのを実感しました。これは国の方の課題だと思います。
	手数料については、最終的には処理原価に近い値段で設定するのが妥当とい
	うのが皆さんの御意見だと思うのですが、2年おきに改定するとか、そういう
	ことはできないのでしょうか。
糸井所長	手数料は条例に位置付けられております。条例というのは最終的には議会で
	の議決になります。それを経るには、審議会やパブリックコメントも必要です。
	例えば2年ごとに改定というのも可能ですが、そうなると事務的に非常に煩雑
	なるというのが実際にはございます。
稲葉会長	今回いくらかに決めて、次の改定は5年後というのが妥当なステップという
	ことですね。
	- 市の方で提示されている 300 円、その辺に今回もっていくということについ
	て、早いと思われる方はいますか。
荒木委員	資料1の料金改定の目的に「受益者負担の観点」とありますので、一気に上
	│ │ げられないと、ごみ処理費用のうち税金で賄う分が多くなるということでした
	ら、今回、原案どおりに上げてもいいのかなと思います。
高橋委員	私は、段階的というか、もうワンステップあるのかなと思ってはいるのです
	が、事務的に煩雑ということであれば、仕方ないという気はします。ただ、基
	本的に 300 円なりにするのはいいとして、事務的な煩雑さがあるとか、市の財
	政事情などがあれば、それを箇条書きにして次回お示しいただけないでしょう
	力な。
村山副所長	先ほど所長の説明に補足をさせていただきますと、手数料は市民や市内の事
村山副所長 	先ほど所長の説明に補足をさせていただきますと、手数料は市民や市内の事業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなり
村山副所長	
村山副所長	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でと
村山副所長	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の
村山副所長	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でと
	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。
	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割な
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していた
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンタ
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。 先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃やすごみとして出せるので、この場合、森のまちエコセンターではなくて、ク
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃やすごみとして出せるので、この場合、森のまちエコセンターではなくて、クリーンセンターに搬入されて、焼却されていると思います。これらのことは何
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃やすごみとして出せるので、この場合、森のまちエコセンターではなくて、クリーンセンターに搬入されて、焼却されていると思います。これらのことは何か矛盾しているように感じます。また、剪定枝を燃やすごみとして出すと、そ
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃やすごみとして出せるので、この場合、森のまちエコセンターではなくて、クリーンセンターに搬入されて、焼却されていると思います。これらのことは何か矛盾しているように感じます。また、剪定枝を燃やすごみとして出すと、その分ごみの量が増えるのではないでしょうか。
高橋委員	業者の方から頂戴するものになります。例えば2年ごとなどに改定するとなりますと、印象としては、また値上げするのかと、いうこともあるので、市民の方に理解をいただきたいということでいいますと、5年ぐらいは同じ料金でということも、理由の一つにはあります。 そのようなことも含めて、いくつか理由を挙げていただければありがたいです。根本的には5年間の見直し期間にするのは構わないと思うのですけれども。先ほど荒木委員から誰に影響が及ぶかという御質問がありました。先に申し上げたとおり、手数料の金額ベースでは、事業系が約8割、家庭系が約2割なのですが、家庭系は集積所に決められた日に、決められたとおりに出していただければ、手数料は不要です。すぐに処分したいなどの理由でクリーンセンターに持ち込んだ場合に手数料をいただくことになりますので、一般市民へは、さほど負担を強いるようなものではないと考えています。 資料1の「料金改定の基本的な考え方」の④で、「森のまちエコセンターに誘導することが重要であり」とあります。一方、家庭系の剪定枝は4月から燃やすごみとして出せるので、この場合、森のまちエコセンターではなくて、クリーンセンターに搬入されて、焼却されていると思います。これらのことは何か矛盾しているように感じます。また、剪定枝を燃やすごみとして出すと、そ

	能上、堆肥は年間約300トンしか作ることができません。実際にはそれ以上の
	剪定枝が発生しますので、その分は他市にバイオマス燃料として出したり、ク
	リーンセンターで焼却したりするのが実態です。
稲葉会長	この部分はもう少し書き方を工夫していただければと思います。
	時間もまいりましたので議題1をまとめますと、市から提示された300円程
	度を新しい料金として提示することにして、次回見直しは5年後、近隣市の処
	理費も勘案して再検討するということ、小刻みに変更できない理由は、状況が
	分かるように記載するということだと思います。また、消費税の表示について
	は、市全体での方針もあるということです。剪定枝の部分の考え方も含め、修
	正案を作っていただき、次回確認いただくということになると思います。
	それでは次に議題2その他について、事務局からお願いします。
事務局	~剪定枝の収集区分の変更・容器包装プラスチック類の出し方チラシを配布~
糸井所長	~チラシについて説明~
	最後に次回の審議会についてですが、引き続き、一般廃棄物処理手数料の見
	直しについて審議していいただきたいと思っています。予定ですが、開催日は
	4月24日(水)午後1:30からを予定しておりますので、皆様方、予定の方を
	お願いします。確定次第、開催通知を送付させていただきますので、よろしく
	お願いいたします。
稲葉会長	そのほか、何もなければ、本日の審議会はこれで終了といたします。
金子副所長	以上で審議会を終了といたします。本日は、ありがとうございました。
閉会	
15:05	